

## 要介護認定・要支援認定に関する留意事項

迅速な要介護認定・要支援認定のため、次の点に御配慮いただけますと幸いです。

### 1 要介護認定申請・要支援認定申請について

#### (1) 申請の受付時間

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

#### (2) 閉庁日の申請

閉庁日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日）です。

閉庁日に申請（新規申請や変更申請など）が必要となった場合は、お手数ですが、その時点で介護保険課まで申請書を FAX（087-839-2337）していただき、翌開庁日に申請書類一式を窓口へ提出してください。

FAX がなかった場合は、遡った日付で受付いたしかねます。

#### (3) 申請書類の事前預かり

「1 日付け」の新規申請や変更申請、また、「認定有効期間満了日の 60 日前」の更新申請が月初めに集中します。混雑緩和のため、1 週間前からお預かりしますので、御都合のよろしいときに窓口へお持ちください。

申請書の「申請年月日」欄には、事前預かりの日付ではなく、申請したい日付を記載してください。

#### (4) 更新申請の申請期間

更新申請の申請期間は、介護保険法施行規則第 39 条及び第 53 条の規定により、認定有効期間満了日の 60 日前から有効期間満了日までとされています。

認定有効期間満了日の 60 日前が閉庁日（土・日・祝日・年末年始）の場合は、翌開庁日から申請できます。

### 2 主治医意見書について

高松市では、主治医意見書について、申請者が主治医にあらかじめ依頼しておき、主治医から申請者を經由して提出する取扱いとしています。

新規申請、区分変更申請、要支援変更申請などで、緊急のときは、主治医意見書を後から提出していただくことも可能です。ただし、主治医意見書の提出後、結果通知まで 3～4 週間の処理期間がかかります。

また、更新申請で現在の有効期間満了まで 1 か月以上の期間がある場合は、主治医意見書を添付して申請していただくよう、お願いします。

なお、主治医意見書に記載の最終診察日から長期間経過している場合、状態変化の可能性もあることから、本市では概ね 3 か月を目安として、主治医に状態変化の有無を確認した上で、介護認定審査会の資料としています。そのため、日付が古い

場合には、主治医への確認に時間を要すること、また、介護認定審査会において差し戻しとなる可能性もあることをお含みおきください。

### 3 認定調査について

要介護認定・要支援認定の審査資料とするため、認定調査員が申請のあった被保険者の自宅や施設等を訪問し、心身の状態を確認する「認定調査」を行いますが、調査連絡先に記載の電話番号が繋がらないケースや、調査場所に記載の自宅を訪問したが入院していたケースなどがあり、苦慮しております。

認定調査を円滑に、滞りなく実施するため、申請書裏面の認定調査に関する連絡事項を確実に御記入いただくとともに、連絡先や訪問先等に変更があった場合には、お手数ですが、必ず介護保険課へ御連絡をいただきますよう、お願いします（状況により、調査委託先へ直接連絡をお願いする場合があります。）。

### 4 介護保険被保険者証の窓口受取について

要介護認定申請・要支援認定申請の結果通知書と介護保険被保険者証については郵送をしておりますが、やむを得ない理由により郵送での受け取りが困難な場合は郵送を中止し、介護保険課窓口でお受け取りいただくことも可能です。

窓口受取を御希望の場合は、お手数をおかけしますが、発送前日※（電話の場合は発送前日※の午後5時）までに介護保険課へ御連絡ください。

※ 発送前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日

窓口受け取り専用 LoGo フォーム（24 時間受付可能）



パソコン や スマートフォン で、左の二次元バーコード  
又は 下記 URL から専用フォームのページにアクセスし、  
必要事項を入力してください。

URL: <https://logoform.jp/form/dV7M/1205703>

Logo フォーム窓口の利用が難しい場合は、お電話での御依頼も承ります。

原則、認定結果通知書の発送日の午後3時以降にお受け取りが可能となります（個別の事情により日時が変わる場合は、別途、御連絡いたします。）。

お受け取り可能となった日時以降の、開庁時で御都合のよろしいときに、窓口にお越しいただくよう、お願いします。

#### 【お問合せ先】

高松市介護保険課 介護認定係

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市役所1階27番窓口（平日の午前8時30分から午後5時まで）

電話：087-839-2326（平日の午前8時30分から午後5時まで）

FAX：087-839-2337 E-mail：kaigo@city.takamatsu.lg.jp